

令和8年度高齢者運転免許卒業者優遇制度広報啓発事業業務仕様書

1 目的

本県では、高齢者の交通死亡事故抑止のため、平成26年11月から、運転免許を自主返納した県内在住の65歳以上の高齢者の方が、バスやタクシー、スーパー、飲食店などの優遇店で運転経歴証明書を提示すると割引などのサービスが受けられる「高齢者運転免許自主返納者優遇制度」を開始した。

平成29年11月からは、運転免許の有効期限が切れるなどした高齢者にも対象を拡大した「高齢者運転免許卒業者優遇制度」を開始し、令和8年4月1日現在で981店を優遇店として登録している。

これら優遇制度をさらに広く県民に周知し、自動車等の運転に不安を感じる高齢者等の運転免許の自主返納を促すために、優遇店を紹介したガイドブックの改訂・更新及び優遇制度広報啓発用チラシ・ポスターを作成するとともに、優遇制度の充実を図るために、事業者等へ優遇制度参加の働きかけを行うものである。

2 業務名 令和8年度高齢者運転免許卒業者優遇制度広報啓発事業業務

3 委託業務上限額 3,080,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 業務委託期間 委託契約日から令和9年1月31日までの間で契約書に定める期間

5 業務内容

委託者（以下「県」という。）と協議しながら、受託者は、次の業務を行う。

(1) 優遇店ガイドブックの企画・編集・作成

運転免許を卒業した高齢者が日常生活において活用しやすいよう、デザイン等に工夫を凝らした小冊子を作成する。総ページ数は前年同様の130ページ程度とする。

※昨年度発行の優遇店ガイドブックは、下記県ホームページ参照のこと。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/menkyosotugyou/index.shtml>

ア 掲載順序・掲載内容

(ア) 表紙（1ページ）

- a 「高齢者運転免許卒業者優遇店ガイドブック」と入れる。
- b 高齢者の笑顔のイラストを入れるなど運転免許を卒業した高齢者が手にとって利用しやすいイメージとする。なお、タクシー等運転手のイラストは、シートベルトの着用など、交通ルールを守ったものとする。
- c 発行年月（和暦）を入れる。
- d 香川県のロゴを入れる。
- e 免許卒業者がお得なサービスを受けられるという内容が分かるキャッチコピーを入れる。
- f 優遇店約1,000店と入れる。
- g 「サービス内容や営業時間は変わることがあります。利用時にご確認ください。」と入れる。

- h 「優遇店も随時募集中」と入れる。
- (イ) 「運転時認知障害早期発見チェックリスト 30」の掲載（2 ページ）
- (ウ) 香川県運転免許センターの安全運転適相談窓口の紹介（1 ページ）
 運転免許センターで行われている安全運転相談ダイヤル#8080 を紹介する。
- (エ) 運転経歴証明書及び高齢者運転免許卒業カード取得方法の説明ページ（2 ページ）
 免許返納から優遇制度を受けるまでの流れを高齢者等に分かりやすく説明する。
- (オ) 市町別優遇店一覧（10 ページ程度）
 次の(カ)で紹介する優遇店について、県内市町・県外ごとに、優遇店名、住所・問合せ、サービス内容、(カ)の掲載ページをまとめた一覧を作成する。
- (カ) 優遇店紹介（ページ数：自由）
- a ジャンル別の目次(昨年度発行のガイドブック参照) 1 ページを次のbの前のページに作成する。
- b 優遇店ごとに店舗名、サービス内容（PR文含む）、対象者（同伴家族等。65 歳以上の免許返納者のみを対象とする場合は不要）、所在地、電話番号、営業時間、定休日、HP（該当がある場合のみ）を掲載する。
- (a) ジャンルごとに原則、地域順（小豆郡、東讃、高松、中讃、西讃の順）、地域の中の市町は東から西の順、同一市・郡内の町名・字名のあいうえお順、番地順
- (b) 優遇店が複数店舗（支店）ある事業者は、同一のサービス内容等を共通事項としてまとめて掲載し、共通しない事項を店舗（支店）ごとに掲載
- c 優遇店ごとに、「高齢者運転免許自主返納者優遇制度」と「運転免許卒業カード発行事業」の適用が分かるようにする。
- (キ) 参考情報（9 ページ程度）
- a 県内市町等の免許返納者への優遇制度（情報は発注者から提供する）
- ・ 県内市町の免許返納者への優遇制度
 - ・ 交通安全協会の免許返納者への優遇制度
- b 公共交通機関優遇情報（情報は発注者から提供する）
- ・ 県内市町の高齢者が利用できる公共交通機関優遇情報
 - ・ 高齢者以外も利用できる公共交通機関優遇情報
- c 県有施設で 65 歳以上の高齢者が利用できる制度（情報は発注者から提供する）
- d 路線バス・コミュニティバス等・乗合（デマンド）タクシー（情報は発注者から提供する）
- ・ 路線バス
 - ・ コミュニティバス等・乗合（デマンド）タクシー
- (ク) 裏表紙
- a ガイドブックの問い合わせ先として県くらし安全安心課の連絡先を入れる。
- b 県ホームページの「香川県 免許卒業 優遇」検索の文字を入れる。
- (ケ) 「優遇店登録台帳（優遇店データ）」（エクセルファイル）、「原稿内容確認先リスト」（エクセルファイル）は、8月中旬頃に受注者に提供する。ただし、優遇店登録台帳のデータは登録順であるため、昨年のガイドブックの掲載順とは違う順番に並べ替える必要がある場合は、受注者において並び替えの作業を行う。
- なお、8月中旬以降に優遇店の申込みのあった店舗については、発注者と受注者で協議のうえ、

できる限りガイドブックに掲載すること。

(ロ) 空白ページやページ内の空白部分

県と受託者で協議のうえ a 運転免許を返納した高齢者が交通事故に遭わないための啓発、b 高齢者のくらしの安全に関する内容等のイラスト等を提案する。具体的な掲載内容は、契約後に打ち合わせを行う。

自動車等の安全運転相談ホームページ

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/police/menkyo/menkyosoudan.html>

イ 規格

- ・ B 5 サイズ、フルカラー
- ・ 製本、紙質は、自由。ただし、高齢者が読みやすい紙質や文字ポイントとする。

(昨年度発行のガイドブック参照)

ウ 部数 9,000 部

エ 優遇店への原稿確認

各優遇店（本社等：約 400 店）に校了前の原稿等で内容確認を行うこと。

なお、「原稿内容確認先リスト」で指示する確認方法（メール、FAX 等）により行うこととし、確認日・確認者・修正内容等を県へ報告すること。

※報告要領、期日等については、別途指示する。

オ 納期 令和 8 年 10 月 30 日（金）

(2) 優遇制度周知及び免許返納促進チラシ・ポスターの企画・作成

ア 掲載内容

運転に不安を感じている高齢ドライバーに対し、香川県が実施している「高齢者運転免許卒業生優遇制度」を周知し、運転免許の自主返納を促すため次のとおりチラシ（A 4：5 千部、A 3：5 千部）・ポスター（B 2：5 0 枚）を作成する。

(チラシ A 4 表面)

- (ア) ガイドブックの表紙のイラストやキャッチコピー等を入れ、高齢者に分かりやすく伝えること。全体の調和を図ったレイアウトとする。
- (イ) 優遇店約 1,000 店と入れる。
- (ウ) 高齢者運転免許卒業生優遇制度と運転免許卒業カードの問い合わせ先として「県くらし安全安心課 (TEL 087-832-3231)」、運転免許の自主返納と運転経歴証明書の申請の問い合わせ先として「香川県運転免許センター (087-881-0645)」を入れる。
- (エ) 下方三分の一程度に運転経歴証明書の取得方法を入れる。

(チラシ A 4 裏面)

- (ア) 「運転時認知障害早期発見チェックリスト 30」を入れる。
- (イ) 下方三分の一程度に、「運転に不安を感じたら まずは相談 気持ちハレバレ 安全運転相談ダイヤル #8080 をご利用下さい」と「安全運転相談のお問合せ先は 安全運転相談ダイヤル #8080 をご利用下さい」と「安全運転相談のお問合せ先は 安全運転相談ダイヤル (シャープハレバレ) #8080 月～金曜日 8：30～17：00 (祝日・休日を除く。) 香川県運転免許センター 高松市郷東町 587 番地 138」を入れる。

(チラシA3表面 左)

チラシA4の表面の下方三分の一程度に記載している運転経歴証明書の取得方法を除いたもの。

- (ア) ガイドブックの表紙のイラストやキャッチコピー等を入れ、高齢者に分かりやすく伝えること。全体の調和を図ったレイアウトとする。
- (イ) 優遇店約1,000店と入れる。
- (ウ) 高齢者運転免許卒業者優遇制度と運転免許卒業カードの問い合わせ先として「県くらし安全安心課(TEL 087-832-3231)」、運転免許の自主返納と運転経歴証明書の申請の問い合わせ先として「香川県運転免許センター(087-881-0645)」を入れる。

(チラシA3表面 右)

- (ア) 「運転時認知障害早期発見チェックリスト30」を入れる。
- (イ) 下方三分の一程度に、「運転に不安を感じたら まずは相談 気持ちハレバレ 安全運転相談ダイヤル #8080 をご利用下さい」と「安全運転相談のお問合せ先は 安全運転相談ダイヤル #8080 をご利用下さい」と「安全運転相談のお問合せ先は 安全運転相談ダイヤル(シャープハレバレ) #8080 月～金曜日 8:30～17:00(祝日・休日を除く。) 香川県運転免許センター 高松市郷東町587番地138」を入れる。

(チラシA3裏面 左)

- (ア) 優遇店ガイドブックで編集・作成した運転経歴証明書の取得方法を入れる。

(チラシA3裏面 右)

- (ア) 優遇店ガイドブックで編集・作成した高齢者運転免許卒業カードの取得方法を入れる。

(ポスター表面)

- (ア) ガイドブックの表紙のイラストやキャッチコピー等を入れ、高齢者に分かりやすく伝えること。全体の調和を図ったレイアウトとする。
- (イ) 優遇店約1,000店と入れる。
- (ウ) 高齢者運転免許卒業者優遇制度と運転免許卒業カードの問い合わせ先として「県くらし安全安心課(TEL 087-832-3231)」、運転免許の自主返納と運転経歴証明書の申請の問い合わせ先として「香川県運転免許センター(087-881-0645)」を入れる。
- (エ) 下方三分の一程度に運転経歴証明書の取得方法を入れる。

イ 仕様

規格	部数	紙質	備考
A4サイズ(縦)	5,000枚	マットコート紙 70kg	両面フルカラー
A3サイズ(横)	5,000枚	マットコート紙 70kg	両面フルカラー
B2サイズ(縦)	50枚	マットコート紙 70kg	片面フルカラー

ウ 納期 令和8年11月30日(月)

(3) 優遇店新規登録の協力依頼

ア 店舗等への働きかけ

高齢者運転免許卒業者優遇制度への協力を積極的に働きかけ、最低10店舗は新規に優遇店として

登録していただくため、オリジナル募集チラシを数十枚程度作成する。

イ 優遇店発掘のための広報活動

独自の広報活動等を検討し、実施する。

6 業務成果報告等

(1) 5の成果物のほか、下記のことを県くらし安全安心課へ提出する。

ア 成果物のPDFデータ及びイラストレーターデータ

なお、そのデータ（イラスト含む）は、県がホームページ等各種広報媒体で無条件に使用できるものとする。

イ 優遇店登録を働きかけた事業者の一覧及びその反応とその理由。

ウ なお、新規の優遇店を10店舗ほど確保する。

エ その他、県が指示するもの。

(2) 業務報告を受けた場合は、県はその内容を審査し、必要があるときは、説明を求め、又は事業場へ立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問するなど必要な調査を行うことができる。

7 その他

(1) 受託者は、採用された企画及び成果物についての全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を香川県に無償で譲渡するものとし、以後、著作者人格権を主張しないものとする。また、その使用については、今年度に限定されないものとする。そのため、受注者及び第三者と著作権その他権利について問題が生じることのないようにし、万一紛争が生じたときは、受注者が一切の責任を負うものとする。

(2) 受託者及び業務従事者等（本業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、業務上知り得た秘密を第三者に漏洩し、開示してはならない。また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。

(3) 受託者は、業務を実施するため、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を遵守する。

(4) 具体的な実施内容については、受託者と県で調整して進める。

(5) 具体的な成果物等の納期については、別途協議して定める。

なお、納付場所は東かがわ市内（1か所）、高松市内（2か所）、善通寺市内（1か所）の計4か所を想定している。

(6) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じた場合は、その都度協議して決定する。